



海外ビジネス情報誌

OITA TRADE & VIEWS

JETRO 日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センター
OFTA（一社）大分県貿易協会

世界

武漢熱線 Vol.88

読書の春 ～武漢市の本屋のいま～

上海熱線 Vol.71

「ジャパニーズスピリッツ」焼酎の中国展開

貿易実務

貿易協会シリーズ

インコタームズ2020年版の概要

貿易協会シリーズ

国際調停と当事者交渉（1）

統計

令和3年度 大分県の貿易

vol.136

May, 2021

読書の春 ～武漢市の本屋のいま～

大分市武漢事務所 賈 芳

日本では「読書の秋」という言葉があるように、中国では「読書の春」といいます。4月は万物が蘇生し、春爛漫、気温もちょうどよい読書の季節です。国際的にも毎年4月23日を「世界図書・著作権デー」と制定し、「世界本の日」とも呼ばれています。今回は本にまつわる、武漢市の本屋事情についてご紹介します。

いまの本屋市場

「2020中国図書小売市場報告」によると、2015年から2019年の間、中国全体の図書小売額は毎年10%以上アップしてきました。2020年はコロナの影響で、図書小売市場も初めて打撃を受け、上半期の売上は13%ダウンしました。下半期で多少増加しましたが、全体では昨年と比べ5%ダウンという結果になりました。さらに、ロックダウンの影響により実店舗の閉店や倒産が目立ちます。2019年の実店舗とECサイトの販売比率は3：7に対して、2020年は2：8まで下がりました。コロナの影響もありますが、決め手はやはり価格です。実店舗の最大割引率15%オフと比べ、ECサイトは平均で40%オフです。さらに、ライブ配信や販促イベントになると80%オフになる時もあります。

実店舗は、固定費の影響で価格の面ではECサイトに対抗できないことから、生き延びる為に様々な工夫をしています。ただ本を売る場所ではなく、図書館であり、カフェであり、撮影スポットであり、憩いの場所として、伝統文化を体験する場所として、多種多様な顧客に対応し、非日常を味えるような、ストーリー性と独自性を持ったテーマパークに変身しています。

定期的に、作者サイン会、音楽会、読書会、漢服体験会等の様々なイベントを企画しているほか、店舗の内装も工夫して、本棚の並べ方から椅子の一つまで写真映えを意識して配置するなど、集客に力を入れています。

いまをときめく森林書店 「時見鹿書店（ときみしかしよてん）」解放公園支店

武漢市内で事業を展開している「時見鹿書店」が、今年4店舗目となる支店を解放公園内にオープンさせました。解放公園は武漢市内にある最大の緑地公園で、休日は武漢市民の憩いの場としてにぎわっています。

この解放公園支店は、他の3店舗の現代的な雰囲気と違い、中国伝統建築である四合院^注を意識した作りで、青い瓦と赤い柱、シンプルながらも古典的な美しさが備わっており、タイムスリップしたような空間です。敷地面積7000㎡、園内はカフェ、本屋、読書スペース、伝統文化体験館等、一日遊んでも飽きない、本と中国伝統文化のテーマパークです。



「時見鹿書店」 - 入口

読書の春 ～武漢市の本屋のいま～

大分市武漢事務所 賈 芳

コロナの影響で、私がよく通っていた本屋は閉店してしまいましたが、武漢市内では新しいスタイルの本屋が続々とオープンしています。いまの私たちの生活スタイルに合わせるために、24時間営業の本屋まで現れています。ただ本を買う場所から、日常を離れ、自分だけの時間が作れる大切な場所になっています。

注：四合院（しごういん）とは、四つの面に家屋があり、あるいは四つの面が壁に囲まれた家屋のこと。四合院の「四」の字は、東西南北の四面を表し、「合」は取り囲むという意味。



「時見鹿書店」 - 伝統文化体験館
(漢服体験)



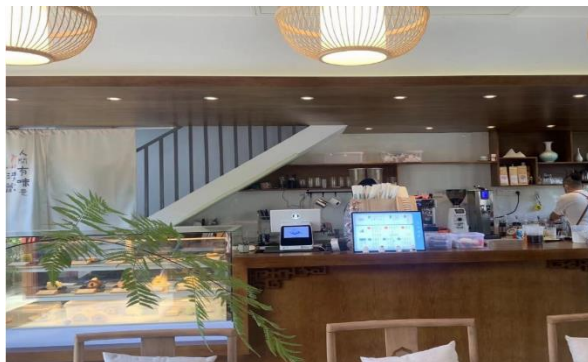
「時見鹿書店」 - 屋外レストラン



「時見鹿書店」 - 読書スペース



「時見鹿書店」 - 本屋、読書スペース



「時見鹿書店」 - カフェ

※写真は武漢事務所スタッフ撮影

「ジャパニーズスピリッツ」焼酎の中国展開

日中経済協会上海事務所大分県経済交流室

(大分県上海事務所所長) 難波 一尚

新型コロナのため海外旅行が禁止されて1年以上が経ちました。昨年旧正月休暇には最も人気がある海外旅行先に選ばれるほど訪日旅行熱は高まっていたところですが、渡航がままならない今、ネット通販などで日本商品を購入して気分を味わう人も多いようです。

手軽に日本気分を味わうことができる日本酒や梅酒は、店頭やネット通販で日本全国の銘柄が並ぶようになっていますが、焼酎のラインナップはまだ少なく、認知度向上が課題となっています。

【中国市場における日本焼酎】

ワインと置き換えやすい日本酒や甘くて飲みやすいリキュールは、都市圏を中心に中国消費者の間に浸透しつつありますが、焼酎は中国に住む日本人が主に飲んでいるというのが現状で、販売量は伸び悩んでいます。そもそも焼酎がどのようなものか、どのように飲むかが一般的に知られてないためスーパーなどの売り場では日本酒に紛れて焼酎が混在していることもあります。

中国で蒸留酒といえば白酒がよく飲まれます。アルコール度数が高く、50度台のものが一般的です。日本の焼酎は25度ですので、白酒のようなイメージで焼酎を飲むと、薄いという印象を持たれてしまいます。

一方で日本の文化に興味がある、旅行に行ったことがあるなど、日本のことをよく知る人も増えており、焼酎の楽しみ方を知っている人が少しずつ増えてきているようです。上海市内では焼酎専門のバーもあり、九州のものを中心に多くの銘柄の焼酎がそろっています。客層は意外にも日本人は少なく、中国人の若者が多い印象でした。

【焼酎プロモーション】

焼酎の認知度向上のため、北京市の本格日本食店「一元MOTO」で九州・沖縄焼酎プロモーションが行われました。週替わりで九州各県の郷土料理とこだわりの焼酎のカップリングを楽しむ限定メニューを提供する企画です。大分県ウィークではソウルフードのから揚げとブリのりゅうきゅう、これに合わせる焼酎唎酒師の資格を持つ李鵬氏がセレクトした2銘柄。料理と焼酎双方の風味を引き立てる絶妙なマッチングで来場者に大好評でした。

またプロモーションの最終日には、期間中に供された銘柄以外の焼酎の試飲とプレゼンテーションを行うフィナーレイベントが開催されました。来場者の多くは日本の食や文化をよく知る日本ファンで、麦・芋・米の原料の違いや長期熟成・常圧蒸留など製法の違いで生まれる風味の違いを楽しんでいました。こうした客層を突破口にして、中国での焼酎の啓蒙活動を進めていきたいところです。

「ジャパニーズスピリッツ」焼酎の中国展開

日中経済協会上海事務所大分県経済交流室

(大分県上海事務所所長) 難波 一尚

【おわりに】

中国では美容や健康に気をつかう人も増えてきました。糖質制限を意味する「抗糖」という言葉は若者の間でブームとなっています。糖質ゼロの焼酎はこうした人に「罪悪感ゼロ」の観点での訴求も有効かもしれません。

また、芋焼酎コーラ割りなど日本では思いもよらない飲み方が生まれることがあるそうです。中国人の嗜好に合った飲み方提案、中華料理とのカップリングといった方法も含め、様々なアプローチで日本・大分の焼酎を中国に広めていきたいと思えます。



郷土料理のプレゼンテーションも秀逸



大分焼酎の説明を熱心に聞く来場者

※写真は上海事務所スタッフ撮影

インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

インコタームズ2020年版で規定されたト レード・タームズV

9. 本船渡し（指定船積港）インコタームズ 2020

FOB〔Free On Board〕（named port of shipment）Incoterms®2020

1 運送手段

本規則は、海上または内陸水路運送でのみ使用されるべきである。

2 引渡と危険・費用

本規則では、売主は、指定船積港において、物品を買主により指定された本船の船上に置くことにより、または既にそのように引き渡された物品を調達することにより、引渡の義務を果たすことになる。

物品の滅失または損傷の危険は、物品が本船の船上に置かれたときに移転し、買主は、そのとき以降の一切の費用を負う。

FOB規則は、物品が本船の船上に置かれる前に運送人に引き渡される場合、例えば、物品がコンテナ・ターミナルで運送人に引き渡される場合には適切ではない。この例の場合、両当事者はFOB規則よりむしろFCA規則を使用することを考えるべきである。

3 「またはそのように引き渡された物品を調達する」

売主は、物品を本船の船上で引き渡すこと、または船積みにより既にそのように引き渡された物品を調達することを求めている。ここで「調達する」に言及しているのは、とくに商品取引では一般的な、鎖に沿って行われる多数の売買（連続売買）を考えているからである。

4 通関

本規則は、原則として売主に、物品の輸出のための通関義務を課している。しかし、

売主は、物品の輸入通関または第三国内を通過する物品の通関、または輸入関税を支払い、またはその他の輸入通関手続きを行う義務はない。

10. 運賃込み（指定仕向港）インコタームズ2020

CFR〔Cost and Freight〕（named port of destination）Incoterms®2020

1 運送手段

本規則は、海上または内陸水路運送でのみ使用されるべきである。

2 引渡と危険・費用

本規則では、売主は、自己で運送契約の締結を行い、船積港において、物品を本船の船上に置くことにより、または既にそのように引き渡された物品を調達することにより、引渡の義務を果たすことになる。

物品の滅失または損傷の危険は、物品が本船の船上に置かれたときに移転する。それは、物品が正常な状態で、記載通りの数量で、仕向地に実際に到着しようがしまいが、売主は物品を引き渡す義務を履行したものとされる。

指定仕向港の地点までの費用は売主の勘定であるので、できる限り正確にその地点を明らかにすることを勧められる。CFRでは、売主は、買主のために保険補償（担保）を得る義務を負わない。したがって、買主は自己のために何らかの保険補償（担保）を得ることを勧められる。

二つ以上の運送手段が使用される場合、それは一般に物品がコンテナ・ターミナルで運送人に引き渡される場合には、使用上適切な規則は、CFRよりむしろCPTである。

もし売主が、運送契約のもとに仕向港の特定地点での荷降ろし費用を負うなら、売主は、他に両当事者間での合意がある場合を除いて、その費用を買主から別に回収することはできない。

インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

3 船積港と仕向港

CFRでは、二つの港が重要である。一つは、物品が本船の船上で引き渡される港、および二つは、物品の仕向地として合意された港である。危険は、船積港で本船の船上に物品を置くことにより、または既にそのように引き渡された物品を調達することにより、物品が買主に引き渡されたとき、売主から買主に移転する。しかし、売主は引渡から合意された仕向地までの物品の運送契約を締結しなければならない。例えば、物品が大分の大在港で本船の船上に置かれ、プサン港まで運送される。ここでは引渡は、物品が大在で船上に置かれたときに生じ、そのときに危険は買主に移転する。そして売主は、大在港からプサン港までの運送契約を締結しなければならない。

契約は、通常仕向港を特定しているにもかかわらず、危険が買主に移転する場所である船積港を特定していない。例えば買主が価格における運賃の構成要素に合理性があるのか確かめたい場合のように、船積港が、買主にとって特別な関心があるなら、両当事者は、契約においてできる限り正確にそれを明らかにすることを勧められる。

4 「またはそのように引き渡された物品を調達する」

ここで「調達する」に言及しているのは、とくに商品取引では一般的な、鎖に沿って行われる多数の売買（連続売買）を考えているからである。

5 通関

本規則は、原則として売主に、物品の輸出のための通関義務を課している。しかし、売主は、物品の輸入通関または第三国内を通過する物品の通関、または輸入関税を支払い、またはその他の輸入通関手続きを行う義務はない。

【補足：保険契約】

インコタームズ2020年版では、売主は、買主のために保険契約の締結義務を有するのはCIPとCIFであり、それ以外のトレード・タームズでは、売主は買主のために、および買主は売主のために保険契約を締結する義務はない。保険契約の締結については、インコタームズ規則A5〔保険〕およびB5〔保険〕で規定されており、それにもとづいて以下を追記する。

EXW、FCA、CPT、FAS、FOB、CFRにおいては、売主の義務A5〔保険〕では、「売主は、買主に対して、保険契約を締結する義務を負わない。しかし、売主は、買主の依頼がある場合には、買主の危険と費用で、買主に対して、買主が保険を取得するために必要とする、売主が有している情報を提供しなければならない」と規定されている。また、買主の義務B5〔保険〕では、「買主は、売主に対して、保険契約を締結する義務を負わない」と規定されている。

DAP、DPU、DDPにおいては、売主の義務A5〔保険〕では、「売主は、買主に対して、保険契約を締結する義務を負わない」と規定されている。また、買主の義務B5〔保険〕では、「買主は、売主に対して、保険契約を締結する義務を負わない。しかし、買主は、売主の依頼がある場合には、売主の危険と費用で、売主に対して、売主が保険を取得するために必要とする情報を提供しなければならない」と規定されている。

国際調停と当事者交渉（1）

GBC（ジービック）大貫研究所 代表
 公益社団法人日本仲裁人協会 理事
 京都国際調停センター 運営委員・調停人



大貫 雅晴

新シリーズ「国際調停と当事者交渉」では、国際調停の仕組みと当事者の交渉術の基本を紹介する。

国際商取引から紛争が発生して、当事者同士の話し合い、交渉が行き詰り、デッドロックになった場合の打開策として、当事者交渉に第三者に入ってもらうことも一案である。調停とは第三者である調停人を介して当事者間の話し合いで解決する方法である。

1. 調停とは - 調停の概念を理解する -

調停（Mediation）とは、当事者間の紛争につき、当事者の合意に基づき、公正、独立な第三者（調停人：Mediator）に入ってもらい、その調停人のもとで当事者が交渉をして協動的、建設的に解決する方法である。調停の概念を箇条書きに纏めると以下の通りになる：

①調停では、法律的な正当性、正しさはある程度意味を持つが、より重要な要素は、当事者の利益、利害（Interests）の調整にある。

②調停人は、当事者の利益、利害がなんであるのかを探り、常識に基づきビジネスセンスに合う解決をしようとするものである。

③調停は、裁判や仲裁のように、法的にどちらの主張、立場（Position）が正しいか、当事者間の紛争の白黒（Zero-Sum）、勝ち負け（Win-Lose）の判断をする手続きではない。

④調停における最終目的は、当事者間の紛争を当事者双方が満足（Win-Win）のいく和解（Settlement）をすることにある。

⑤調停人は解決案を出すこともあるが、それがたとえ良い解決案であっても、調停人は当事者にその解決案を強制することができない。

⑥調停人は、当事者の話し合い、交渉の過程を容易にして円満解決に導くための役割を担っているだけであり、当事者を拘束することはできない。

⑦当事者が調停に不満の場合は、当事者は、調停人に対して、調停を終了させることを要請することで調停は終了する。

2. 調停の特徴 - 仲裁と調停の違いを理解する -

調停と仲裁の比較相違から、調停の特徴、メリットを下記に示す。

(1)調停人は当事者交渉を促進する中立の第三者である。

調停：調停人は、当事者交渉の間に入って、交渉を促進する中立、公平な第三者として、当事者間の紛争を和解に導く役割をもつ。調停人は紛争の解決の判断は下さない。

仲裁：仲裁人は、紛争について、当事者の主張を聞いたうえで、判断（Arbitral Award: 仲裁判断）を下す役割をもつ。

(2)調停では手続をコントロール(Control)するのは当事者である。

調停：調停手続では、調停人が介入して当事者の和解を促進する手続きであり、和解するか否かの主導権は当事者にあり、手続をコントロールする者は当事者であり、当事者が手続きの主役である。

仲裁：仲裁では、仲裁人は、判断権限者であり、また、仲裁手続きに弁護士が代理するケースが殆どであり、当事者が介入する余地が少ない。

(3)調停手続は早く終わる。

調停：調停手続にかかる期間は、非常に短期間で決着がつく手続である。調停人の選任、審理期間などは短期間で行われる。限定的な文書提出後、1-2日間の集中的審理で結論が出ることが多い。

仲裁：仲裁では手続の期間が、通常、1-2年程度かかる。

(4)調停は経済的で費用は安価で済む。

調停：調停手続では、短期間で結果が出ることにより、手続に係る費用は、安くなる。また、代理人弁護士を利用しない場合もあり、当事者本人が手続を行うことで費用の節約となる。

仲裁：仲裁では、機関に支払う管理費用、仲裁人報酬が高額となる場合もあり、また代理人弁護士費用などが当事者にとり大きな負担となっている。

国際調停と当事者交渉（1）

GBC（ジービック）大貫研究所 代表
 公益社団法人日本仲裁人協会 理事
 京都国際調停センター 運営委員・調停人

大貫 雅晴

(5)調停の解決策には多様性がある。

調停：調停手続では、当事者間の利害の調整を中心に、多様な解決策が見いだされることになり、当事者にとりその解決の選択肢（Options）は多様性がある。

仲裁：仲裁では、手続の対象となる紛争が特定され、その紛争についてだけが当事者間で争われ、勝、負け（Win-Lose）が明確に示される。

仲裁判断（Arbitral Award）は、その紛争に対して法律に従った判断になる。

(6)調停は当事者間の協調的関係の継続と構築が見込まれる。

調停：調停手続により上手く解決できた場合は、当事者間の協調的関係が構築、強化される可能性がある。当事者間の関係を将来に向けての維持が可能となる。

仲裁：仲裁では、当事者間の争いとなり、結果として、勝者、敗者が明確となるため、当事者関係が破壊されることが少なからずある。

(7)調停は秘密性（Confidentiality）が保持される。

調停：調停手続、調停による和解内容などは、通常、秘密に維持される。

仲裁：調停と同様、仲裁手続、仲裁判断は非公開、秘密性が維持される。

(8)執行力（Enforceability）

調停：調停手続により当事者が和解をした場合、その和解合意は、執行力がない。但し、最近調停に関するシンガポール条約（Singapore Convention）が発効して、同条約の批准国では、国際商事調停の執行が可能である（日本は未加盟）。また、実務的には、仲裁手続に移行して、調停での和解内容を仲裁判断にすることで執行力をもたせることもある。

仲裁：仲裁判断は確定判決と同様の効果があり、当事者を最終的に拘束し、執行が可能である。また、ニューヨーク条約（New York Convention:160ヶ国が加盟）により外国仲裁判断の執行も保証されている。

3. 国際商事調停—日本の調停実務と国際商事調停実務の違いを理解する—

日本で行われている従来型の国内調停の実務と国際標準を採用している国際商事調停の実務とは違いが少なからずある。国内で数多くの調停を行っている裁判所調停と国際商事調停と比較すると数多くの違いがある。

1) 調停人の選任

裁判所調停：当事者は調停人を指名できない。裁判所が、裁判官1名と調停委員2名以上で構成する調停委員会を組織する。

国際商事調停：当事者が調停人を指名する。通常1名か2名である。

2) 調停人の役割

裁判所調停：申し立て内容を評価して、意見を述べて当事者を説得して紛争を解決する、評価型調停（Evaluative Mediation）である。

国際商事調停：当事者の交渉、相互の話し合いを促進して、和解に向けてサポートを行い、和解に導き解決する、交渉促進型調停（Facilitative Mediation）が主流である。

3) 調停期日（Hearing）と形態

裁判所調停：数か月間の間に数回の調停期日が開催される。調停の形態は別席調停（private session）である。

国際商事調停：書類提出後、調停期日が開催され、通常は1～2日で調停期日が終了するので非常に早く決着がつく。調停の形態は同席調停（joint session）と別席調停（private session）が併用される。

4) 調停手続きの使用言語

裁判所調停：日本語のみ

国際商事調停：当事者間で調停手続の使用言語を合意する。

5) 守秘義務

裁判所調停：調停手続の内容の守秘義務のルールはない。その後の訴訟手続でも利用される。

国際商事調停：厳格な守秘義務が課せられる。調停手続きの主張や内容を、後の裁判や仲裁において利用することは許されない。

1. 令和3年3月分 大分税関支署管内貿易概況 (確報値)

※大分税関支署発表による。
大分税関支署管内貿易概況 (確報値) は門司税関HPよりご覧いただけます。
http://www.customs.go.jp/moji/moji_toukei/oita/oita.html



令和3年3月分 大分税関支署管内貿易概況

※ 輸出は確報値、輸入は9桁速報値

大分税関支署

令和3年5月17日

1 貿易概

大分港 (価額:千円、%)					佐伯港 (価額:千円、%)				
区分	本月		累計		区分	本月		累計	
	価額	前年同月比	価額	前年同月比		価額	前年同月比	価額	前年同月比
輸出	66,132,557	110.2	162,087,316	104.3	輸出	5,076,094	20,394.1	9,728,527	191.4
輸入	107,186,206	107.6	286,733,869	102.1	輸入	665,017	140.8	1,323,603	109.4
差引	△ 41,055,649		△ 124,646,553		差引	4,411,077		8,404,924	

※大分港には、中津港、佐賀開港の実績を含む

津久見港					大分空港				
区分	本月		累計		区分	本月		累計	
	価額	前年同月比	価額	前年同月比		価額	前年同月比	価額	前年同月比
輸出	6,065,191	682.6	9,890,673	135.0	輸出	—	—	—	—
輸入	874,581	251.6	1,919,354	214.9	輸入	—	—	—	—
差引	5,190,610		7,971,319		差引	—	—	—	—

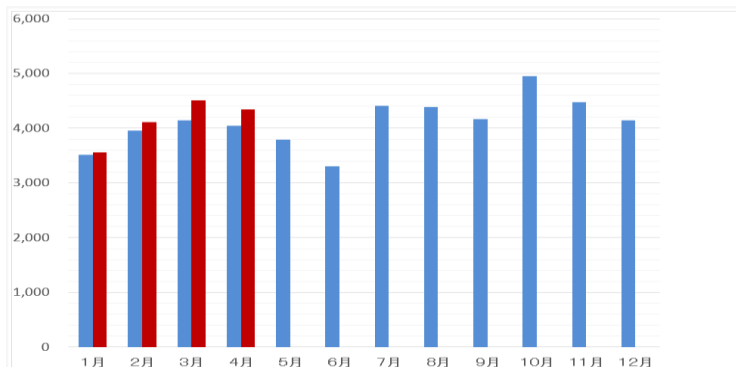
2 主要輸出・輸入品目

大分港 (価額:千円、%)														
区分	品名	数量単位	本 月						累 計					
			数量	前年同月比	価 額	前年同月比	構成比	数量	前年同月比	価 額	前年同月比	構成比		
輸 出	有機化合物				5,806,712	76.4	8.8			12,890,940	57.0	8.0		
	プラスチック	MT	4,326	152.2	677,490	146.3	1.0	12,092	148.8	1,886,106	138.2	1.2		
	鉄	MT	337,723	97.6	24,979,022	131.2	37.8	995,093	104.9	64,421,884	129.3	39.7		
	銅及び合金	MT	16,049	95.9	15,262,483	147.8	23.1	42,687	96.8	37,632,115	132.3	23.2		
	事務用機器				7,580,615	92.8	11.5			22,211,707	91.2	13.7		
	映像機器	NO	13,576	185.1	729,884	224.4	1.1	41,561	79.0	2,383,776	99.3	1.5		
輸 入	船舶	NO	1	33.3	4,906,056	50.8	7.4	1	25.0	4,906,056	39.5	3.0		
	鉄鉱石	MT	1,720,969	110.8	22,135,783	144.5	20.7	4,179,910	86.2	50,568,863	95.6	17.6		
	銅	MT	122,062	112.6	36,577,581	116.1	34.1	352,985	105.1	97,465,945	133.2	34.0		
	石炭	MT	721,898	73.4	7,580,299	56.1	7.1	2,662,628	112.6	27,879,147	88.6	9.7		
	原油及び粗油	KL			全減					全減				
	揮発油	KL	310,770	139.7	13,103,111	148.4	12.2	1,094,114	179.4	39,707,994	156.4	13.8		
液化石油ガス	MT	92,256	83.4	6,022,676	133.4	5.6	209,592	91.2	12,073,147	107.5	4.2			
液化天然ガス	MT	188,070	281.7	7,245,206	301.3	6.8	434,270	200.9	26,781,879	295.2	9.3			

佐伯港														
区分	品名	数量単位	本 月						累 計					
			数量	前年同月比	価 額	前年同月比	構成比	数量	前年同月比	価 額	前年同月比	構成比		
輸 出	船舶	NO	2	全増	4,913,028	全増	96.8	4	200.0	9,346,453	188.9	96.1		
	木炭				163,066	655.1	3.2			352,204	259.5	3.6		
輸 入	石油	MT	11,366	全増	49,496	全増	7.4	33,996	297.7	140,061	300.2	10.6		
	植物性油	MT	10,200	52.7	168,579	56.6	25.3	31,210	161.2	489,153	164.2	37.0		
	その他の調製食品									21,497	全増	1.6		
	植物性原料				446,942	256.4	67.2			602,766	71.0	45.5		
	魚介	KG						33,794	234.0	18,198	107.1	1.4		
木材														
船舶	NO													

津久見港														
区分	品名	数量単位	本 月						累 計					
			数量	前年同月比	価 額	前年同月比	構成比	数量	前年同月比	価 額	前年同月比	構成比		
輸 出	船舶	NO	2	全増	5,139,892	全増	84.7	3	150.0	7,329,892	139.9	74.1		
	セメント	MT	241,806	97.8	844,078	104.6	13.9	648,191	121.8	2,320,535	127.6	23.5		
輸 入	石炭	MT	56,360	102.8	77,046	104.2	1.3	172,000	93.9	229,583	91.0	2.3		
	石油	MT	66,708	347.4	491,607	315.9	56.2	139,457	177.7	1,074,449	153.3	56.0		
	アルコール飲料	L	21,999	127.3	266,817	158.3	30.5	65,236	377.5	652,770	387.4	34.0		
				全減		全減			12,747	213.3	75,978	323.7	4.0	

2. 大分港コンテナ取扱量推移



■ 2020年度実績
■ 2021年度実績

出所：(株)大分国際貿易センター

こんな時、ジェトロ大分をご利用ください

- 海外の経済、貿易情報を入手したい
- 海外投資に関する情報を収集したい
- 海外出張のサポートを受けたい
- 輸出品の販路を拡大したい
- 海外の見本市に出展したい



窓口相談も行っています。お気軽にお立ち寄りください。

日本貿易振興機構（ジェトロ） 大分貿易情報センター

〒870-0037

大分県大分市東春日町17-19
大分ソフィアプラザビル4階

TEL：097-513-1868

FAX：097-513-1881

E-MAIL：oit@jetro.go.jp

URL：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/oita/>



一般社団法人 大分県貿易協会

〒870-0266

大分市大字大在6番地
大分国際貿易センタービル4階

TEL：097-592-5932

FAX：097-593-3338

E-MAIL：info@oita-fta.jp

URL：<http://www.oita-fta.jp/>